

栃木県地域電源供給拠点登録制度取扱要領

1 目的

この要領は、栃木県地域電源供給拠点登録制度実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第11条の規定に基づき、地域電源供給拠点の登録手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 対象事業者

実施要綱第4条のとおり

(2) 対象設備

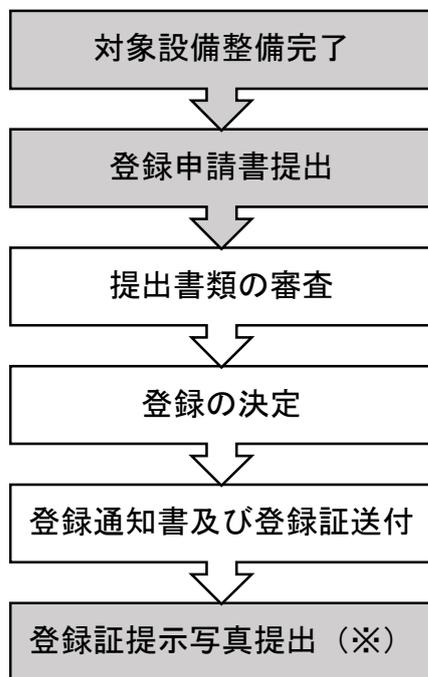
実施要綱第3条のとおり

(3) 登録証

実施要綱第2条第6号で定義されるものであり、同第7条の規定に基づき対象事業者に交付される。（別添1参照）

3 事業の流れ

(1) 手続きの流れ



※登録証を提示した状況が確認できる写真を送付すること

(: 申請者の方の手続き : 県の手続き)

(2) スケジュール

本制度に係る申請期限はない。随時、申請を受け付けており、その後の審査等の手続きについても、随時実施している。

4 登録申請

(1) 提出書類

- ・実施要綱第5条のとおり。なお、提出書類は返却しない。
- ・申請受付後、内容等について申請事業者又は担当者に電話等による確認や、追加説明資料の提出を求める場合がある。

(2) 提出方法

- ・電子申請、メール、郵送あるいは持参とする。
- ・電子申請、メール添付による提出の場合、PDF又はJPGに変換したものを提出すること。

(3) 提出先

① 電子申請の場合

- ・「7 問合せ先」に記載のURLに必要ファイルを添付して、申請すること。
- ・電子申請後に必ず「7 問合せ先」に記載の電話番号に連絡すること。

② メールの場合

- ・「7 問合せ先」に記載のメールアドレスに必要ファイルを添付し、申請すること。
- ・「地域電源供給拠点登録制度」の文言を含んだ件名で送付すること。
- ・メール送付後に必ず「問合せ先」に記載の電話番号に連絡すること。

5 登録

申請書類を審査した結果、申請内容が実施要綱の目的に適合するものと認められる場合は、登録を決定し、申請事業者にその旨を通知するとともに、登録証を送付する。

6 その他

- (1) 登録申請は随時、受け付けているが、申請事業者は、登録申請書の提出までに対象充電器を稼働させ、対象設備の整備を完了しておく必要がある。
- (2) 提出書類の審査については、原則として先着順で実施する。
- (3) 実施要綱を必ず確認すること。

7 問合せ先

住所	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
所属	環境森林部環境森林政策課 環境立県戦略室
電話番号	028-623-3294
ファックス番号	028-623-3259
メールアドレス	kankyo-shinrin@pref.tochigi.lg.jp

電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6673

電子申請QRコード

